○大阪府警察安まちメール等配信業務運用要領の制定について

令和４年３月18日例規（府対）第11号

大阪府警察安まちメール等配信業務運用要領の制定について

この度、別記のとおり大阪府警察安まちメール等配信業務運用要領を制定し、令和４年４月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「大阪府警察情報提供ネットワークシステム運用要領の制定について」（平成19年12月27日例規（生総・務・総・地総・刑総・交総・備総）第89号）は、廃止する。

別　記

大阪府警察安まちメール等配信業務運用要領

第１　趣旨

この要領は、地域安全情報の提供に関する要綱（平成19年12月27日例規（生総・務・総・地総・刑総・交総・備総）第88号）に基づき、地域安全情報を大阪府の住民、滞在者及び通過者（以下「府民等」という。）に対し時機を失することなく提供することを目的とした安まちメール及び防犯マップ（以下「安まちメール等」という。）の配信業務の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(１)　安まちメール　警察が認知して間もない段階の事件等の発生情報、防犯対策に関する情報等について、あらかじめ受信の登録をした府民等に配信する電子メールをいう。

(２)　安まちアプリ　府民安全対策課が安まちメール等配信業務のため管理運用するアプリケーションソフトウエアをいう。

(３)　防犯マップ　安まちメールにより配信した事件等の発生場所その他の情報を安まちアプリを利用して表示させた電子地図をいう。

(４)　安まちメール等配信業務　一般業務用インターネットシステム（インターネット利用システム等運用管理要綱（平成16年12月28日例規（情）第89号）第２の(１)に規定する一般業務用インターネットシステムをいう。）の端末装置（以下単に「端末装置」という。）を使用して、安まちメール等の作成、配信、訂正及び配信結果に係る確認並びに安まちメールの配信先の登録、訂正及び削除の情報処理を行う業務をいう。

第３　運用の基本

安まちメール等配信業務の運用に当たっては、次に掲げる事項を遵守し、適切に処理しなければならない。

(１)　府民等の自主防犯行動等の促進に寄与するため、安まちメール等配信業務の活用を図ること。

(２)　関係部門相互の協力体制を確保し、安まちメール等配信業務の円滑な運用及び有効性の向上に努めること。

(３)　安まちメール等配信業務に係るデータの保護に努めること。

第４　運用時間

安まちメール等配信業務の運用時間は、24時間とする。

第５　運用所属

安まちメール等配信業務を運用する所属（以下「運用所属」という。）は、府民安全対策課及び警察署とする。

第６　運用体制

１　総括運用責任者

(１)　府民安全対策課に安まちメール等配信業務総括運用責任者（以下「総括運用責任者」という。）を置く。

(２)　総括運用責任者は、府民安全対策課長をもって充てる。

(３)　総括運用責任者は、安まちメール等配信業務の運用について総括管理を行うものとする。

２　運用責任者

(１)　警察署に安まちメール等配信業務運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

(２)　運用責任者は、警察署長（以下「署長」という。）をもって充てる。

(３)　運用責任者は、警察署における安まちメール等配信業務の適正な運用を図るものとする。

３　運用副責任者

(１)　運用所属に安まちメール等配信業務運用副責任者（以下「運用副責任者」という。）を置く。

(２)　運用副責任者は、府民安全対策課にあっては府民安全対策課次長を、警察署にあっては副署長又は次長をもって充てる。

(３)　運用副責任者は、総括運用責任者又は運用責任者を補佐し、安まちメール等配信業務の適正かつ効果的な運用に努めるものとする。

４　取扱責任者

(１)　運用所属に安まちメール等配信業務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

(２)　取扱責任者は、府民安全対策課にあっては自主防犯担当課長補佐を、警察署にあっては生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。

(３)　取扱責任者は、安まちメール等配信業務を活用し、適正かつ効果的な地域安全情報の提供に努めるものとする。

５　取扱担当者

(１)　運用所属に安まちメール等配信業務取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。

(２)　取扱担当者は、府民安全対策課にあっては総括運用責任者が指定する者を、警察署にあっては運用責任者が生活安全課員（生活安全刑事課員を含む。）のうちから指定する者をもって充てる。

(３)　取扱担当者は、取扱責任者の指揮を受け、取扱責任者の事務を補佐し、安まちメール等配信業務の運用及び管理に関する事務を行うものとする。

第７　ユーザ情報の管理

１　総括運用責任者は、ユーザ情報（安まちメール等配信業務を利用するためのユーザＩＤ及びパスワードをいう。以下同じ。）を運用責任者に通知するものとする。

２　運用責任者は、前記１のユーザ情報のうち、安まちメール等配信業務の管理に係るものについては、取扱担当者に付与するものとする。

第８　安まちメール等の配信等

１　配信者

安まちメール等を配信することができる者（以下「配信者」という。）は、取扱担当者及び運用所属の職員のうちから総括運用責任者又は運用責任者が業務上必要と認めて指定する者とする。

２　配信する情報

運用所属において安まちメールにより配信する情報は、別表に掲げる情報とする。

３　作成

総括運用責任者又は運用責任者は、運用所属において配信する情報の対象となる事件等を認知したときは、速やかに事件概要を集約し、自所属の配信者に端末装置を操作させ、安まちメール等を作成させるものとする。

４　承認

配信者は、前記３の規定により安まちメール等を作成したときは、仮登録を行った上で当該安まちメール等の内容を印字し、配信する前に総括運用責任者又は運用責任者（執務時間外にあっては、生活安全当直の当直管理責任者又は警察署の当直管理責任者。後記６において同じ。）の承認を受けるものとする。ただし、総括運用責任者又は運用責任者が不在の場合は、自所属の運用副責任者の承認を受け、事後に総括運用責任者又は運用責任者に報告するものとする。

５　配信

配信者は、前記４の本文に規定する承認を受けたときは、端末装置により、速やかに安まちメール等を配信するものとする。

６　訂正等

(１)　総括運用責任者又は運用責任者は、配信した安まちメールに誤りがあったときは、速やかに自所属の配信者に内容の訂正をさせた上、端末装置により当該訂正をした内容の安まちメールを配信させるものとする。

(２)　総括運用責任者は、運用所属が配信した防犯マップの内容に誤りがあったときは、府民安全対策課の取扱担当者に防犯マップを訂正させ、又は削除させるものとする。この場合において、警察署が配信した防犯マップについて訂正及び削除の必要が生じたときは、当該配信をした警察署の運用責任者が、電話により、総括運用責任者にこれを依頼し、行うものとする。

(３)　総括運用責任者又は運用責任者は、安まちメール配信一覧（過去に配信した安まちメールに係る配信状況の一覧をいう。）の内容に誤りがあったときは、自所属の取扱担当者に、端末装置により削除させるものとする。

７　細部事項

安まちメール等の配信区分、配信内容、条件、配信先の登録等に係る安まちメール等配信業務に関する細部事項については、業務マニュアルに示す。

第９　配信状況の記録及び文書の保存

(１)　総括運用責任者は、安まちメール等配信業務における安まちメール等の送信の日時、利用者のユーザ情報等を電磁的方法により記録し、当該記録をその記録の日から起算して５年間保存するものとする。

(２)　総括運用責任者及び運用責任者は、前記第８の４の承認に係る文書については、当該承認を行った日の属する年の翌年の１月１日から起算して１年間保存するものとする。

第10　情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第２号）第11条第１項の規定により、安まちメール等配信業務において取り扱う情報の分類については、機密性１（低）情報、完全性２（高）情報及び可用性２（高）情報とする。

第11　教養

運用責任者は、安まちメール等配信業務を適正かつ効果的に運用するため、所属職員に対し必要な教養を行うものとする。

前　文（抄）（令和５年４月28日例規（府対）第46号）

令和５年５月１日から実施することとしたので、了知されたい。

別表

安まちメールにより配信する情報

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の種類 | 内容 |
| ひったくり情報 | ひったくり事件（容疑事件を含む。）に関する情報 |
| 路上強盗情報 | 路上強盗事件（容疑事件を含む。）に関する情報 |
| 子供被害情報 | 16歳未満の者に対する次に掲げる事案・事件（容疑事件を含む。）に関する情報  (１)　声掛け等事案（傷害又は暴行事件として届出があったものを含む。）  (２)　公然わいせつ事件  (３)　痴漢及び強制わいせつ事件（被害場所が電車内の場合を除く。）  (４)　その他総括運用責任者又は運用責任者が必要と認める事案・事件 |
| 女性被害情報 | 16歳以上の女性に対する次に掲げる事案・事件（容疑事件を含む。）に関する情報  (１)　声掛け等事案（傷害又は暴行事件として届出があったものを含む。）  (２)　公然わいせつ事件  (３)　痴漢及び強制わいせつ事件（被害場所が電車内の場合を除く。）  (４)　その他総括運用責任者又は運用責任者が必要と認める事案・事件 |
| 特殊詐欺等情報 | １　特殊詐欺事件（容疑事件を含む。）に関する情報  ２　その他総括運用責任者又は運用責任者が必要と認める詐欺事件（容疑事件を含む。）に関する情報 |
| 重大事件情報 | １　人の生命又は身体に危険を及ぼし、かつ、連続発生のおそれのある事件に関する情報  ２　刑事収容施設に収容され、又は留置されている者の逃走事案・事件（これに類する事案・事件で、社会的反響が大きいと認められるものを含む。）に関する情報 |
| 犯罪等注意報 | １　新たな手口の事案・事件に関する情報  ２　署情に応じた事案・事件に関する情報  ３　その他総括運用責任者又は運用責任者が必要と認める情報 |
| 公開手配情報 | 大阪府警察広報規程（昭和32年訓令第12号）第９条第４号に規定する大阪府警察ホームページに掲載されている指名手配被疑者に関する情報 |
| 防犯キャンペーン等情報 | 防犯キャンペーン等に関する情報 |
| お知らせ情報 | １　安まちメール等配信業務の運用に必要な情報  ２　その他総括運用責任者又は運用責任者が必要と認める情報 |